

## (名称及び場所)

第1条 この菜園は、明るい農縁（のうえん）と称する。場所を小牧市大字池之内字赤堀 51 番地に置く。

## (目的)

第2条 この菜園は、小牧市における市民交流機会の提供と、農耕を通して市民間相互理解を深め、「明るいまちづくり」の推進に寄与することを目的とする。

## (事務所)

第3条 この菜園の事務局は、暫定的に(特)こまき市民活動ネットワークに置く。

## (菜園の利用資格)

第4条 第2条の目的に賛同し、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

- (1) 市内在住の方（定員に達しない場合はこの限りではない）
- (2) 菜園敷地内の草刈り管理および共用部分の保全を利用者全員で行うことに同意できる方。
- (3) 利用期間中耕作を放棄することなく適切な利用・管理が継続できること。

## (運営および利用料)

第5条 この菜園の運営は、利用者の利用料を収入とし、その範囲内で運営する。

2 前項の利用料は、次のとおりとする。

- (1) 1 区画 年額 8,000 円
  - (2) 途中脱会者に返金は行わない。
- 3 前項の運営は以下の通り行う。
- (1) 管理運営は利用者の意思疎通を図る為、ブロック毎に代表者を設置し、総意による自主運営を基本とする。
  - (2) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

## (利用期間)

第6条 利用期間は、4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。利用を中止する場合は利用期間満了の3ヶ月前までに申し出ることとする。

## (権利)

第7条 菜園には、菜園利用者の借地権、永小作権、使用賃借による権利その他の一切の権利は設定されないものとする。

## (禁止行為)

第8条 菜園利用者は、次に掲げる行為はできない。

- (1) 菜園に建物および工作物を設置すること。
- (2) 菜園を営利の目的に利用すること。
- (3) 区画を転貸すること。
- (4) 菜園および区画内にゴミ、汚物を捨てる若しくは放置すること。
- (5) 菜園周辺や近隣に菜園で出たゴミを捨てること。
- (6) 野菜若しくは草花等の栽培以外の用途に使用すること。
- (7) 樹木を定植すること。
- (8) 火気を使用すること。
- (9) 共有利用部分を私的使用すること。
- (10) その他、ブロック代表者および(特)こまき市民活動ネットワークが不相当と判断した事項。

## (利用許可の取り消し)

第9条 利用者が、利用許可後において次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を解除するものとする。

- (1) 利用者が利用辞退の申し出をしたとき。
- (2) 第4条の利用者の資格要件を欠くこととなったとき。
- (3) 第8条に定める行為をしたとき。
- (4) 菜園の管理を放棄したと認められるとき。
- (5) 利用料を納期限までに支払わないとき。
- (6) 申込内容に虚偽があったとき。
- (7) 菜園の管理および運営において特別な事情が生じたとき。

(返還)

第 10 条 菜園利用者は、菜園を返還するときは現状に復するものとする。また、現状に復する期日および返還日については、協議し決定するものとする。

(賠償責任)

第 11 条 菜園内または菜園の出入りにおいて発生した交通事故・怪我、農機具または農作物の盗難、病害虫の発生、自然災害等の損害に対しての責任は、菜園利用者の自己責任とし、治療費等は自己弁済とする。

(事業の中止)

第 12 条 本規約に基づいた運営が不能となったときは、本事業の継続を中止するものとする。

- 2 (特) こまき市民活動ネットワークが破産もしくは解散し、組織として存続できなくなったとき。
- 3 災害により継続できないと判断したとき。
- 4 菜園の管理および運営において特別な事情が生じたとき。

(その他)

第 13 条 (特) こまき市民活動ネットワークはこの事業実施において、必要が生じたときは地主とその都度協議するものとする。

- 2 地主の要請は最優先にて対応しなければならない。
- 3 一年間の猶予期間により、地主の都合により運営委託契約を解除することができる。

(補足)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、菜園利用および運営に関する必要な事項は、別途「利用のきまり」に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 10 日から施行する。